

『2012年版 出る順行政書士 合格基本書』の訂正箇所につきまして

2012年5月31日

LEC書籍をご利用いただきましてありがとうございます。

『2012年版 出る順行政書士 合格基本書』の記載につきまして訂正箇所がございます。大変おそれいりますが、下記の内容をご確認ください。

GD08371 『2012年版 出る順行政書士 合格基本書』第1刷

(p.10) 下から1行目

を基にしていま

↓ (訂正)

を基にしています。

(p.437) “執行停止制度の比較”

執行停止が できない 場合	公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれ、本案について理由がないとみえるとき	公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれ、処分の執行・手続の続行ができなくなるおそれ、本案について理由がないとみえるとき
↓ (訂正)	↓ (追加)	↓ (追加)
消極要件	公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれ、本案について理由がないとみえるとき ⇒ <u>執行停止をすることができない</u> (25条4項)	公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれ、処分の執行・手続の続行ができなくなるおそれ、本案について理由がないとみえるとき ⇒ <u>執行停止をする義務が生じない</u> (34条4項ただし書)

(p.449) 下から1行目

る場合は、教示義務はありません(96条1項ただし書)。

↓ (訂正)

る場合は、教示義務はありません(46条1項ただし書)。

NEW!

(p.464) 側注

↓ (追加)

***1 具体例で覚えよう!**
例えば、土地収用法は、補償金の支払に代え、替地(かえち)による補償要求を認めています(土地収用法82条1項)。

(p.677) 6行目

inclusion)の理念を志向し、地域包括ケアというシステムを提示しました。

↓ (訂正)

inclusion)の理念を志向し、地域包括ケアというシステムを提示しました。

以上のとおり、訂正してお詫びいたします。当方の制作上の不手際によりご迷惑をおかけしまして申し訳ございません。どうぞよろしくお願いいたします。

LEC東京リーガルマインド 行政書士試験部